

監査委員

山梨県監査委員告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和五年四月二十七日

山梨県監査委員

小林 厚

同 小泉 久司

同 土橋 亨

同 水岸 富美男

定例監査（令和4年度上期分）

- (1) 監査実施機関、監査実施日及び監査の結果は、令和4年11月29日発行（山梨県公報号外第51号）山梨県監査委員告示第8号のとおり
- (2) 監査の結果、指摘事項及び指導事項があった機関が講じた措置の内容

監査対象機関	感染症対策センター	感染症対策企画グループ
監査対象期間	令和3年度	
監査実施日	令和4年7月14日、11月8日	
監査の結果	講じた措置	
(指導事項) 1件（支出1）		
1) 令和2年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金について、出納明細である令和3年5月31日までに支払が行われなかったため、1,382,000円が国庫補助対象とならず、その不足分を県費で充当することとなった。		1) (発生原因の検証結果) 組織再編に伴い業務を引き継いだ新設組織が、新型コロナウイルス感染症への対応が重なり、引き継ぎ時に補助金事務の進捗状況を十分確認できていなかったこと、複数の職員が進捗状況を確認できる体制ができていなかったことから、当該補助金について「支払済み」と認識してしまった。 (今後の対応策等) 今後は、感染が拡大し業務が多忙な状況にあってもミスが生じないよう、事業の執行を行う担当を主副の担当制とし、複数名でのチェックを徹底するとともに、本事業について所属の全職員で共有できるように引き継ぎ、事務処理に漏れが無いよう再発防止に努める。

監査対象機関	県民生活部	県民生活総務課（バスポートセンター）
監査対象期間	令和3年度	
監査実施日	令和4年7月1日、8月4日	
監査の結果	講じた措置	
(指導事項) 1件（財産1）		
1) 県ロエワークについて、公有財産台帳に登録がされていなかった。		1) (発生原因の検証結果) 公有財産管理業務の業務手続に関する理解・認識が不十分であったことによるもの。 (今後の対応策等) 監査終了後、直ちに移動報告書を提出し、公有財産台帳へ登載した。 今後は、公有財産事務取扱規則に基づく事務手続が適切に行われるよう、関係職員に周知徹底を図り、再発防止に努める。

(指導事項) 1件（契約1）		
1) 山梨県常住人口調査データベースリー業務委託において、契約書に添付されている情報セキュリティに関する特記事項の内容が「外部委託に係る情報セキュリティ対策基準」で定める特記事項の内容となっていないかった。		1) (発生原因の検証結果) 契約書の情報セキュリティ特記事項の確認に不十分な点があった。 (今後の対応策等) 令和4年度も同様の委託契約を締結しており、基準に定める特記事項の内容となっていないため、基準に準拠した特記事項となるよう令和4年7月29日付けで変更契約を行った。併せて、他の契約についても点検し、他には該当がないことを確認した。 今後、同様の契約を行う場合には、契約書の情報セキュリティ特記事項について確認を徹底し、適正に執行する。

監査対象機関	県民生活部	私学・科学振興課
監査対象期間	令和3年度	
監査実施日	令和4年6月30日、8月4日	
監査の結果	講じた措置	
(指導事項) 1件（収入1）		
1) 個人について、次のとおり収入未済があった。 私立高等学校等奨学給付金返還金 令和3年度分 先数 2件 227,000円		1) (発生原因の検証結果) 奨学給付金の受給資格の有無を判定するに当たり必要な住民税情報を収集するためのシステムについて、住民税未申告者については、結果欄に未申告を示す0（ゼロ）が表示され、別枠に「住民税未申告者」と表示される仕様になっていたが、ベンダー、システム所管課及び当該課の間で十分な情報共有がなされていなかったことから、同様に0（ゼロ）と表示されている住民税所得割非課税者と誤認してしまい、受給資格の確認が不十分のまま支給してしまった。判明後直ちに再判定を行い、誤って支給してしまった者に対し返還を求めたが、2名から返還されなかった。 (今後の対応策等) システムの改修を行い、誤認が起きないように、住民税未申告の場合は空白が表示されるようにした。また、2名の債務者に対し、督促状及び催告書の送付や電話による納付交渉を行い、うち1名から、令和4年6月30日に全額（113,500円）が返還された。残り1名の債務者に対し、今後も納付を求めていく。

監査対象機関	県民生活部	交通政策課
監査対象期間	令和3年度	
監査実施日	令和4年6月28日、8月4日	
監査の結果	講じた措置	

<p>(指摘事項) 1件 (支出1)</p> <p>1) 補助金に係る事務処理において、次のとおり不備があった。</p> <p>①随時診受診進事業費補助金の実績報告書において、補助金交付要綱に定める提出期限に遅延して提出されているものがあった。</p> <p>②オール山梨飲酒運転根絶対策事業費補助金交付要綱において、補助対象経費の各費目相互間におけるいすれか低い額の20%を超える経費の配分を変更する場合に提出することとされている変更承認申請がされていなかった。</p> <p>③オール山梨飲酒運転根絶対策事業費補助金において、補助金交付要綱で補助対象経費として定められていない費目の支出に補助金が交付されているものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>①一部事業者は補助対象事業の完了後1か月以内に完了実績報告書を提出すべきであったが、年度内に事業が完了し、4月10日までに完了実績報告書があったため、問題がないものと判断していた。</p> <p>②補助金の交付団体である山梨県交通対策推進協議会(以下「協議会」という)において、補助金交付要綱の理解が不十分であり、また、課内においても補助金交付要綱第7条における変更承認申請書の提出が必要な変更について理解が不足していた。</p> <p>③補助金の交付団体である協議会において、補助金交付要綱の理解が不十分であったため、事業の執行に必要な銀行の振込手数料を業務費として支出していた。また、課内においても補助金交付要綱に定められた補助対象経費について理解が不足していた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>①提出が遅れた事業者には、今後このようなことがないよう口頭により注意喚起を行った。また、課内で補助金交付要綱の規定の再確認を行った。</p> <p>②今後は交付決定後毎月、適宜補助対象事業の進捗状況の報告を求め、事業が完了し次第、期限内の完了実績報告の提出を指導し、再発防止に努める。</p> <p>③今後、協議会に対して十分な指導を行うとともに、補助金交付要綱に則り、適正な事務処理に努める。</p> <p>④補助対象経費として定められていない費目に係る交付済みの補助金は、補助金交付要綱第11条に規定されている「(2)補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合」に該当しないため、交付決定の取り直し及び返還を求めない。</p> <p>また業務費については、補助事業執行に当たり必要な経費と認められるため、補助金交付要綱を改正し、補助対象経費に追加した。今後、協議会に対して十分な指導を行うとともに、補助金交付要綱に則り、適正な事務処理に努める。</p>
<p>監査対象機関</p>	<p>リニア未来創造局</p>
<p>監査対象期間</p>	<p>令和3年度</p>
<p>監査実施日</p>	<p>令和4年8月2日、9月5日</p>
<p>監査の結果</p>	<p>課じた措置</p>

<p>(指摘事項) 2件 (給与2)</p> <p>1) 再任用短時間勤務職員が、週休日の振替により割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した場合、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分を達するまでの間の勤務については、時間外勤務手当(25/100)は支給しないとされているが、支給されていた。</p> <p>2) 勤務日から引き続き週休日に時間外勤務を行った際、週休日に係る時間外勤務手当の支給区分を誤り、過少に支給されていた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>週休日の振替が同一週内に出来なかったため、正帰職員と同様に一週間の勤務時間が38時間45分を超えたと思い込み処理したことによる。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>過大に支給していた手当については、直ちに正しい入手続を行った。今後は、同一週外への週休日の振替があった場合には、勤務を行った週の勤務時間を複数人で確認し、再発防止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>勤務日扱いとした日曜日から週休日扱いの月曜日にまたがった勤務について、支給区分の切り換えに気づかず、当該職員の時間外勤務手当を管理していた手書きの時間外命令簿に記載し処理したことによる。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>過少となっていた手当については、直ちに本人に支給した。</p> <p>今後、目をまたぐ時間外勤務手当の支払にあたっては、命令所属と支払所属のダブルチェックを徹底するほか、チェックをしやすくするため、手書き命令簿への記載について、目をまたぐ場合は2段に分けて記載することを申請者に徹底させるなど、再発防止に努める。</p>
<p>監査対象機関</p>	<p>リニア未来創造局</p>
<p>監査対象期間</p>	<p>二拠点居住推進課</p>
<p>監査実施日</p>	<p>令和3年度</p>
<p>監査の結果</p>	<p>課じた措置</p>
<p>(指摘事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 令和2年度分の地方創生推進交付金の一部について、令和3年度に予算を繰り越すに当たり、誤った内容で国への申請を行ったことにより国費の交付が受けられず、その不足分に充当するため県費の支出が1,846,000円増大することとなった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>①交付金事務に関する理解の不足があった。</p> <p>②今回の事務処理ミスの対象である地方創生推進交付金のほか、地方創生拠点整備交付金、地方創生整備推進交付金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の複数の事務処理を同時期に短時間で行うことから、チェックが行き届かなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>①交付金事務については手続が煩雑になることから、疑義が生じた場合には国の担当者に対し確認を徹底する。</p> <p>②対象事業のリストをRPAにより作成し、年度毎の事業費や充当額などのチェックに</p>

	活用するとともに、効率化により得られた時間をより多くのチェックや交付金制度の習熟に活用する。
--	--

監査対象機関	総務部 人事課
監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年7月12日、8月25日

監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 3件 (収入1、給与2)</p> <p>1) 歳入について、次のおり収入未済があった。</p> <p>非常勤嘱託職員報酬に係る返納金 過年度分 先数 1件 125,525円</p> <p>2) 同一週内に週休日の振替ができず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えたため、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額が支給されていた時間外勤務手当について、当該週に別の週の週休日を振り替えたことにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、過大に支給されているものがあった。</p> <p>3) 夜間勤務手当について、支給されていないものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 面談や電話により繰り返し返納を求めたが、これまで本人から回収されていない。(今後の対応策等) 引き続き本人へ粘り強く督促していく。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 各課と幹事課の間で、振替勤務状況の確認が不十分だった。(今後の対応策等) 過大に支給されているものについて、直ちにない入を行った。また、各課の担当者に向けて事務処理の周知徹底を図るとともに、振替勤務の状況を紙ベースで提出を受けることにより、幹事課で振替勤務の状況と時間外勤務手当等の入力状況をチェックする体制を整えた。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 各課と幹事課の間で、夜間勤務状況の確認が不十分だった。(今後の対応策等) 支給されていないものについて、直ちに支給を行った。また、夜間に勤務した場合は、夜間勤務の状況を紙ベースで各課から提出を受けることにより、幹事課で夜間勤務手当の支給対象者をチェックする体制を整えた。</p>

監査対象機関	総務部 職員厚生課
監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年7月4日、8月25日

監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のおり収入未済があった。</p> <p>恩給の過私金 過年度分 先数 1件 628,200円</p>	<p>1) (今後の対応策等) 債務者(保証人)が死亡していることから、今後には、他の遺族(兄弟姉妹等)について、相続の状況を確認し、相続放棄していない場合は当該遺族に分納を依頼し、相続放棄が確認された場合は不納欠損の手続きについて出納局会計課等に確認し、適正に処理していく。</p>

監査対象機関	総務部 資産活用課 (庁舎管理室)
監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年7月8日、8月25日

監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のおり収入未済があった。</p> <p>①土地貸付料 令和3年度分 先数 1件 406,262円</p> <p>②契約解除に伴う損害賠償金 令和3年度分 先数 1件 66,481,274円</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) ①所有地の賃借人が破産手続開始決定を受けたことにより、その破産手続においてのみ賃料債権に係る権利行使をすることができなくなったが、破産財団に支払のための資力がなかったため未収となっている。②本庁舎電気調達契約の解除に伴い、契約相手方に対し違約金及び損害賠償金を請求したものの、違約金及び損害賠償金の一部については契約相手方に対する電気料金債務と相殺することにより回収したが、残余について未収となっている。(今後の対応策等) ①現在、破産手続中であるが、財産不足により破産手続が廃止される見込みが示されているため、その破産手続廃止を待つて徴収停止処理を行う予定。②現在、契約相手方の破産手続中であるため、配当及び破産最終決定を待つて不納欠損処理を行う予定。</p>

監査対象機関	総務部 市町村課
監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年7月14日、8月25日

監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (契約1)</p> <p>1) 次のとおり、契約書に定める取扱い及び記載内容に不備があった。</p> <p>①個人情報取扱特記事項に受託業者は発注者である山梨県知事に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び作業従事者を書面により報告しなければならないと定められているが、履行されていない。</p> <p>・住民基本台帳ネットワークシステム山梨県内ネットワーク監視及び保守業務委託契約書</p> <p>・住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る業務委託契約書</p> <p>②契約書に添付されている情報セキュリティ</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 契約内容の変更について、引継ぎがなされていなかった。</p> <p>・契約書に係る特記事項の確認が不十分であり、提出書類の確認を怠っていた。(今後の対応策等) 「契約に伴う提出確認表」について見直し、次年度契約書の内容に変更がある場合には、適切な事務が行われるよう、担当者の事務引継ぎに留意事項として明記するとともに、複数職員による確認を徹底することで、再発防止に努める。</p>

<p>イに関する特記事項の内容が「外部委託に係る情報セキュリティ対策基準」で定める特記事項の内容となっていないかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳ネットワークシステム山梨県内ネットワーク監視及び保守業務委託契約書 	
--	--

<p>監査対象機関 監査対象期間 監査実施日</p>	<p>防災局 防災危機管理課 (火山防災対策室) 令和3年度 令和4年6月27日、7月26日</p>
------------------------------------	--

<p>(指導事項) 2件 (支出1、給与1)</p> <p>1) 都留市立病院防災行政無線設置工事において、建設工事請負約款第31条に基づき完成届を受領後14日以内に当該検査の結果を通知しなければならぬが、なされていなかった。</p> <p>2) 休休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/1000の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあつた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 完成検査通知の取扱いについて、建設工事請負約款での確認が不十分であり、期間経過後に通知を行っていた。 (今後の対応策等) 完成検査通知の取扱い誤りについて、所属長より担当に対して指導を行った。 今後は、複数職員によるチェックを徹底するなど、遺漏のない事務処理に取り組んでいく。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 休休日の振替に関する勤務状況システムの確認が不十分であり、システムの修正を行わずに支給していた。 (今後の対応策等) 令和3年度に行われた休休日の振替の内容を確認し、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/1000の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給し、振替を行ない勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、休休日における支給区分のまま過大支給されていた金額については、れい入の処理を行い、既に該当者からのれい入が完了している。今後は、時間外勤務手当に関する規則に基づき事務手続が適切に行われるよう、職員に周知徹底を図るとともに、入力内容のチェック作業を徹底し、再発防止に努める。</p>
--	--

<p>監査対象機関 監査対象期間 監査実施日</p>	<p>福祉保健部 福祉保健総務課 令和3年度 令和4年8月2日、8月30日</p>
<p>(指摘事項) 1件 (その他1)</p>	<p>講じた措置</p>

<p>1) 収入に関する事務や給与に関する事務等、指導事項に該当する事務処理が多数あつた。</p> <p>指導事項 6件 (収入1、給与2、物品1、財産1、契約1)</p> <p>①歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>診療報酬に係わる返納金 令和3年度分 先数 1件 22,960円</p> <p>②休休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/1000の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあつた。</p> <p>③休休日の振替を行った際の休休日の勤務における午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務について、夜間勤務手当が支給されていないものがあつた。また、夜間勤務手当が支給されているものがあつた。</p> <p>④貸借借物品について、財務規則第168条に定める占有物品払出調書が作成されていないものがあつた。</p> <p>⑤貸付財産について、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていないものがあつた。</p> <p>⑥SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検査委託契約において、次のとおり不備があつた。</p> <p>ア契約書の契約解除に関する違約金条項について、金額の算定方法に不要な文言が記載されていた。また、消費税及び地方消費税相当額を含む契約金額を基に違約金を算出する内容となつていなかった。</p> <p>イ情報セキュリティに関する特記事項に、受託業者は、発注者である山梨県知事に對して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者を書面で明らかにしなければならないと定められているが、履行されていないものがあつた。</p>	<p>1)</p> <p>①(発生原因の検証結果) コロナ禍で当該医療機関に対する診療報酬が少なく、本県への返還金以外の返還金もあり、期限内での納付が難しい状況であつたが、電話による督促だけでなく訪問して強く期限内の納付を求めるようすべくであつた。 (今後の対応策等) 納入確認済みとなつている。医療機関への診療報酬の支払は、原則、県と社会保険診療報酬支払基金との契約により、当該基金を通じて支払われ、請求票等があつた場合は、医療機関に支払われる診療報酬により精算されることとなるため、同様の事例の発生は限定されると思われる。 今後、同様の事例が発生した場合は、納付書発送前から医療機関に連絡を行い、電話による督促のみでなく、必要に応じて訪問による納入依頼を行うなど、再発防止に努める。</p> <p>②、③ (発生原因の検証結果) 部内各課の振替勤務の状況と時間外勤務手当等のシステム入力状況とを幹事課でシステム上で確認する方法がないため、紙ベースで確認する方法に改めたが、勤務状況の確認が不十分だったため、手当の支給誤りが生じた。 (今後の対応策等) 今回の指摘事項を踏まえ、支給されていないものは支給し、誤って支給されているものはれい入を行った。 また、各課の担当に向けて適正な事務処理について周知徹底を図るとともに、幹事課においては、複数の職員で確認作業を行うよう、チェック体制を強化した。</p> <p>④(発生原因の検証結果) リース契約の更新を行ったが、その際、占有物品払出調書の作成がされていないものがあつた。 (今後の対応策等) 予備監査終了後、占有物品払出調書を作成した。 今後は、調書の作成が適切に行われるよう、職員に周知徹底を図つた。</p> <p>⑤(発生原因の検証結果) 貸付期間の満了や財産の分類替えにより、貸付事由がなくなつたが、その際に、貸付に係る移動報告が行われていなかった。</p>
---	--

	(今後の対応策等) 予備監査終了後、貸付移動報告を行った。今後は、移動報告書の作成が適切に行われるよう、職員に周知徹底を図った。 ⑥(発生原因の検証結果) ア 過去に使用した契約書を流用した際に、内容の齟齬について確認が不十分だった。 イ 個人情報保護に係る責任体制報告書を徴することで、受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者に関する報告書を徴する必要があるものと誤った認識をしていたため、受託事業者への指示を行っていなかった。 (今後の対応策等) ア 令和4年度の契約書についても同様の内容のため、変更契約書により適切な内容に修正を行った。 イ 今後は、契約書の内容について適切であるかの確認を複数の職員で行うよう、職員に周知徹底を図った。 イ 直ちに受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者に関する書面を徴し、内容が適切であることを確認した。今後は、各特記事項に対応した報告書を徴するよう、職員に周知徹底を図った。
--	--

の提出を求める等、今後も引き続き適切な債権管理を行う。
特に、借受の際に必ず置くこととされている連帯保証人と折衝し、収入未済の早期解消に向けた取組を進めていく。

監査対象機関	福祉保健部 障害福祉課
監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年8月1日、8月30日
	監査の結果
(指導事項) 1件 (収入1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①児童福祉総務費負担金(短期入所食費負担分) 過年度分 先数 3件 26,412円 ②児童福祉施設費負担金 過年度分 1,574,227円 令和3年度分 170,232円 合計 先数 17件 1,744,459円 ③育精福祉センター使用料 過年度分 先数 1件 349,700円 ④在宅重度心身障害者居室整備資金償還金 元金 過年度分 先数 10件 8,905,320円 ⑤在宅重度心身障害者居室整備資金利子収入 過年度分 先数 10件 1,372,778円 ⑥重度心身障害者医療費貸付金償還金元金 過年度分 990,545円 令和3年度分 428,986円 合計 先数 31件 1,419,531円 ⑦重度心身障害者医療費貸付金償還金延滞金 過年度分 86,823円 令和3年度分 438円 合計 先数 11件 87,261円
	1) (発生原因の検証結果) ①当該負担金は、平成6年～14年度の間の、旧制度による施設への短期入所事業に伴う食事代であるが、保護者の収入の減少などから、負担金の納付が遅延している。 ②措置児童の保護者負担分の請求であり、経済的困窮、措置後の所在不明、児童相談所の措置に対する不同意等により、支払が滞っている状況である。 ③契約児童のセンター使用料の請求であるが、現在は経済的困窮により児童相談所の措置に移行しており、支払が困難な状況である。 ④当該償還金は、山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条件に基づき、重度心身障害者の居室等を整備するため貸付をうけた借受人からの償還金(元金)である。借受人の収入の減少や、借受人の死亡等により滞っている状況である。 ⑤当該利子収入は、山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条件に基づき、重度心身障害者の居室等を整備するため貸付をうけた借受人からの償還金(利子収入)である。借受人の収入の減少や、借受人の死亡等により滞っている状況である。 ⑥当該貸付金は、重度心身障害者医療費助成金受給者へ医療機関等の受診に必要な医療費を事前に貸し付けるものである。実際にかかった医療費が貸付金より少額であった場合には、受給者へ納入通知書を送付して納付を求めているが、一部の受給者は別の用途に使ったなどの理由から、貸付金の償還が遅延している。 ⑦重度心身障害者医療費貸付金償還金元金に対する延滞金であり、元金の滞納により発

監査対象機関	福祉保健部 健康長寿推進課
監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年7月26日、8月30日
	監査の結果
(指導事項) 1件 (収入1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①高齢者居室等整備資金償還金 過年度分 先数 10件 9,243,389円 ②高齢者居室等整備資金利子収入 過年度分 先数 10件 1,862,835円
	1) (発生原因の検証結果) 当該資金の元金及び利子を滞納している借受人は10名、全て過年度分である。借受人、連帯保証人とも高齢化し、年金で生計をたてている等、経済的に困窮しているケースが多く、また、借受人、連帯保証人が死亡しているケースや借受人の相続人が放棄したケースもあり、相続人の特定に時間を要する等、債権管理が複雑化し、支障を来している。 (今後の対応策等) 収入未済の解消に向け、貸付金の徴収事務を委託している山梨県社会福祉協議会と連携して、借受人及び連帯保証人とのヒアリングや世帯訪問、催告状の送付や電話による償還依頼、また時効を中断するための債務承認書

監査対象機関	福祉保健部 健康長寿推進課
監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年7月26日、8月30日
	監査の結果
(指導事項) 1件 (収入1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①児童福祉総務費負担金(短期入所食費負担分) 過年度分 先数 3件 26,412円 ②児童福祉施設費負担金 過年度分 1,574,227円 令和3年度分 170,232円 合計 先数 17件 1,744,459円 ③育精福祉センター使用料 過年度分 先数 1件 349,700円 ④在宅重度心身障害者居室整備資金償還金 元金 過年度分 先数 10件 8,905,320円 ⑤在宅重度心身障害者居室整備資金利子収入 過年度分 先数 10件 1,372,778円 ⑥重度心身障害者医療費貸付金償還金元金 過年度分 990,545円 令和3年度分 428,986円 合計 先数 31件 1,419,531円 ⑦重度心身障害者医療費貸付金償還金延滞金 過年度分 86,823円 令和3年度分 438円 合計 先数 11件 87,261円
	1) (発生原因の検証結果) ①当該負担金は、平成6年～14年度の間の、旧制度による施設への短期入所事業に伴う食事代であるが、保護者の収入の減少などから、負担金の納付が遅延している。 ②措置児童の保護者負担分の請求であり、経済的困窮、措置後の所在不明、児童相談所の措置に対する不同意等により、支払が滞っている状況である。 ③契約児童のセンター使用料の請求であるが、現在は経済的困窮により児童相談所の措置に移行しており、支払が困難な状況である。 ④当該償還金は、山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条件に基づき、重度心身障害者の居室等を整備するため貸付をうけた借受人からの償還金(元金)である。借受人の収入の減少や、借受人の死亡等により滞っている状況である。 ⑤当該利子収入は、山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条件に基づき、重度心身障害者の居室等を整備するため貸付をうけた借受人からの償還金(利子収入)である。借受人の収入の減少や、借受人の死亡等により滞っている状況である。 ⑥当該貸付金は、重度心身障害者医療費助成金受給者へ医療機関等の受診に必要な医療費を事前に貸し付けるものである。実際にかかった医療費が貸付金より少額であった場合には、受給者へ納入通知書を送付して納付を求めているが、一部の受給者は別の用途に使ったなどの理由から、貸付金の償還が遅延している。 ⑦重度心身障害者医療費貸付金償還金元金に対する延滞金であり、元金の滞納により発